

株式会社日本政策金融公庫の国際協力銀行業務
勘定に係る債券の債務の承継についてのお知らせ

国际協力銀行債券及び株式会社日本政策金融公庫社債の債権者各位
株式会社日本政策金融公庫の国際部門である国际協力銀行は、
株式会社国际協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）に基づ
き、平成二十四年四月一日をもって株式会社日本政策金融公庫か
ら分離し、株式会社国际協力銀行として発足いたします。また、国际
同法に基づき、株式会社日本政策金融公庫の債券のうち国际協力
銀行業務勘定に係る債券の一切の債務は、同日付けで株式会社国
際協力銀行に承継されることとなります。

二、いよいよ平成十三年十月三十日以降、平成二十年九月三十日までに発行され、償還期日が到来しないすべての国際協力銀行債券に係る債務は、同法及び独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律（平成十八年法律第二百号）の規定により、平成二十四年四月一日以後、株式会社国際協力銀行及び独立行政法人国際協力機構が連帯して弁済の責めを負うこととなり、右記の国際協力銀行債券の債権者は、株式会社国際協力銀行及び独立行政法人国際協力機構の財産について一般担保権を有することになりますので、お知らせいたします。また、株式会社日本政策金融公庫第三回、第七回、第十二回、第十七回社債（一般担保付）に係る債務は、株式会社国際協力銀行法の規定により、平成二十四年四月一日以後、株式会社国際協力銀行及び株式会社日本政策金融公庫が連帶して弁済の責めを負うこととなり、右記の株式会社日本政策金融公庫社債の債権者は、株式会社国際協力銀行及び株式会社日本政策金融公庫の財産について一般担保権を有することになりますので、お知らせいたします。

なお、承継後においても、右記の国際協力銀行債券及び株式会社日本政策金融公庫社債の流通についての法的措置は従前のとおりです。念のため申し添えます。

株式会社日本政策金融公庫
東京都千代田区大手町一丁目九番三号
代表取締役総裁 安居祥策